

千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市喀痰吸引等研修支援事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定め、職員に社会福祉及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）附則第4条第2項に規定する喀痰吸引等研修（以下「研修」という。）を修了させ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条に規定する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に対し法第2条第2項に規定する喀痰吸引等（以下「喀痰吸引等」という。）を行わせようとする事業所に対し、本市の予算の範囲内において、研修の受講に要した費用の一部を助成することにより、喀痰吸引等を行うことのできる人材の確保を図ることを目的とする。

(助成金の交付)

第2条 本事業の助成は、予算の範囲において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、助成金を交付して行う。

(助成対象者)

第3条 本事業の助成対象者は、所属する職員等に、研修を受講、修了させ、その後千葉市在住の障害者等に対し喀痰吸引等を行わせることを予定している事業所とする。ただし次の各号のいずれかに該当する場合は助成対象から除くこととする。

- (1) 国、都道府県、市町村及び独立行政法人により設置又は運営されている事業所。なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する公の施設を管理する同法第244条の2第3項に規定する指定管理者も都道府県又は市町村により設置又は運営されている事業所とみなす。
- (2) 千葉市内の障害者支援施設以外の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を行う事業所

(助成対象経費及び助成金額)

第4条 本事業が助成対象とする経費は、法附則第4条第2項に規定する登録研修機関（以下「登録研修機関」という。）が行う研修のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）別表第3に規定する基本研修に係る受講費用又は同別表3に規定する実地研修に係る受講費用のいずれかとする。

- 2 助成金額は、基本研修に係る受講費用を対象とした場合は、事業所が負担した受講費用の半額と5,000円のいずれか低い方の額とし、実地研修に係る受講費用を対象とした場合は、事業所が負担した受講料の半額と2,500円のいずれか低い方の額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(助成金交付申請)

第5条 第3条に掲げる要件に該当する者で助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修受講開始前に千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第5号については、個人情報確認に係る同意書（様式第2号）がある場合は省略することができる。

- (1) 登録研修機関に対して研修の申し込みを行う際に提出する書類の写し
- (2) 研修を受講する職員との雇用契約書写し（要：原本証明）
- (3) 登録研修機関の研修費用の内訳がわかる資料
- (4) 暴力団員等に該当しない旨の誓約書（様式第3号）
- (5) 喀痰吸引等を受ける千葉市民の住民票

2 前項の規定による申請について変更が生じた場合は、申請者は速やかに市長に届け出なければならない。

（研修受講開始年度に修了しない場合の特例）

第6条 研修受講開始年度の末日まで（以下「受講開始年度中」という。）に研修を修了できない場合の助成金の交付申請は、前条の規定にかかわらず、以下の各号のとおり取り扱うこととする。

- (1) 研修受講開始前の時点で既に研修受講開始年度中に研修を修了できないことが明らかな場合は、事業所は、研修受講開始前に千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金申請特例承認願い（様式第4号）を提出する。
- (2) 研修受講中に研修受講開始年度中に研修を修了できないことが明らかになった場合は、速やかに第9条第2項の規定に基づき千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金辞退承認申請書及び申請特例承認願いを提出しなければならない。
- (3) 前2号の規定による申請特例承認願いの提出を受けたときは、その内容を審査し、研修受講開始年度中に研修を修了できない理由が相当であると認めたときは、千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金申請特例承認通知書（様式第5号）を助成対象者に通知するものとする。
- (4) 申請特例承認通知書の通知を受けた事業所は、通知を受けた年度の次年度に限り、研修受講中に前条の規定に基づく助成金の交付申請を行うことができる。

（交付の決定）

第7条 市長は、第5条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適當と認めたときは、予算の範囲内において助成対象者を決定し、千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条第1項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成事業の変更については、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 助成事業を中止する場合及び申請年度中に実績報告書を提出することが困難となつた場合においては、次条第2項及び第3項の規定により、市長の承認を受けること。

(変更等の承認申請)

第9条 助成対象者は、第7条の助成金交付決定通知を受けた後、前条第1号の助成事業の変更の承認を受けようとするときは、千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金変更交付申請書（様式第7号）を市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、これにより助成金交付金額を増額することはできないものとする。

2 助成対象者は前条第2号の助成事業の中止及び実績報告書の提出が困難となった場合の承認を受けようとするときは、千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金辞退承認申請書（様式第8号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、助成事業の中止を承認するか否かを決定し、千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金辞退承認書（様式第9号）により助成対象者に対し通知するものとする。

(変更交付決定通知)

第10条 市長は前条第1項の変更の申請があったときは、当該変更等を承認するか否かを決定し、千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金変更交付決定通知書（様式第10号）により、助成対象者に対し通知するものとする。

(実績報告)

第11条 第7条の規定により助成金の交付決定の通知を受け、所属する職員が研修を修了した事業所は、速やかに千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、第3号については、都道府県のホームページ等で確認できる場合は省略することができる。

(1) 法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者認定証写し

(2) 助成対象経費について研修機関が発行する領収書

(3) 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録通知書写し又は登録を受ける旨の誓約書（様式第12号）

(4) 研修実施日の分かる書類（実施状況報告書等）

2 前項の規定による報告の期限は、申請年度の末日とする。

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を決定したときは、規則第13条の規定により千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付額確定通知書（様式第13号）を助成対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 前条の規定による助成金交付額確定通知を受けた助成対象者は、規則第16条第1項の規定により交付請求書（様式第14号）を速やかに市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第14条 市長は、前条に規定する請求があったときは、その内容を審査し、適當と認めるとときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第15条 規則第17条第3項で準用する規則第6条の規定による通知は、助成金の交付決定を受けた助成対象者が、次の各号のいずれかに該当することにより交付決定を取り消す場合に、助成対象者に対し、千葉市喀痰吸引等研修支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第15号）により通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、助成金を交付する旨の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 規則第4条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 規則第18条第1項の規定により市長は、助成対象者の交付決定を取り消した場合において、助成金の返還を命じるときは、助成対象者に対し千葉市喀痰吸引研修支援事業助成金返還命令書（様式第16号）により通知しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。